

（「火山防災対策に関する行政評価・監視」）

令和3年7月15日
九州管区行政評価局

調査結果のポイント

◆ 活動火山対策特別措置法の改正（※1）を受けた関係地方公共団体における火山防災対策の実施状況を調査（※2）

＜主な調査内容＞ 避難計画の作成、避難促進施設の指定、シェルターの整備などの状況

（※1）御嶽山噴火（平成26年9月）を踏まえ、地方公共団体の火山防災対策を強化

（※2）総務省は、火山防災対策を推進するため調査を実施中。当局では、その第1弾として、霧島山に関係する2県6市町を調査

◆ 霧島山では、おおむね取組が進んでいるが、避難促進施設の指定等で難航している例もあり

(1) 4つある噴火想定火口のうち3つについて、火口ごとの避難計画を策定。全ての関係市町が、策定された噴火想定火口ごとの計画に基づく市町ごとの避難計画等を作成済み。☞参考①

(2) 避難促進施設（不特定多数が利用するため、噴火時等の円滑な避難に特に留意が必要なものとして、市町村が指定する集客施設等。指定施設では避難確保計画の策定や、避難訓練を実施）は、対象20施設のうち17施設を指定済み。未指定の施設では、施設の理解が得られていない。☞参考②

(3) これまでにシェルター7施設、休憩所5施設を整備。他方、シェルター整備について、火山が国立公園内にあり、関係機関の協議が煩雑であること等から長期間を要したり、整備が進まない例あり。☞参考③

改善に向けた対応

- ◆ 現場の実態などの今般の調査結果を内閣府等に情報提供
- ◆ 火山防災対策は、各火山の特性等を踏まえて行われるものであり、総務省では、他の火山についても順次調査を実施予定。引き続き、課題を把握するとともに、改善方策を検討

〔照会先〕

総務省九州管区行政評価局
評価監視部 第6評価監視官室

（担 当）岩戸、幸野、大熊、松田

（電 話）092-431-7095

（メー ル）ksy23@soumu.go.jp

〈参考①〉避難計画の作成状況

○ 噴火想定火口ごと及び市町ごとの避難計画の作成状況

噴火 想定火口	計画作成 状況	火口ごとの 避難計画 ^{注2}	市町ごとの避難計画				
			宮崎県			鹿児島県	
			えびの市	小林市	高原町	都城市	霧島市
新燃岳 ^{注3}	作成済み H23.3	—	—	作成済み H23.3	—	作成済み H23.3	注5参照
御鉢	作成済み H29.3	—	—	—	作成済み H30.7	作成済み H30.5	
えびの高原 (硫黄山)	作成済み H29.2	作成済み H30.3	作成済み H30.3	—	—	—	
大幡池 ^{注4}	未作成	—	未作成	未作成	—	—	

注1) 「—」は、当該火口について、作成対象でないことを示す。

注2) 関係地方公共団体等により構成された火山防災協議会において、当該火山に関する避難計画など一連の警戒避難体制に関する事項を検討・協議(活火山法第4条)。協議会において作成される避難計画は、通常、火山単位で作成されているが、霧島山においては、その特性や噴火想定等を踏まえ、火口ごとに作成されている。

注3) 新燃岳については、平成27年の活火山法改正により霧島山火山防災協議会が設置される前に、同協議会の前身組織が避難計画のガイドライン(案)を作成。

注4) 大幡池については、計画策定の前提となる「噴火警戒レベル」の運用(気象庁による。)に向けた検討が平成30年度頃から開始され、令和3年3月に運用が開始されたところであり、現在、火山防災協議会において避難計画作成の準備が進められている。

注5) 湧水町は、4火口からの距離が遠い(最も近い硫黄山火口でも4km圏内に町のごく一部(登山道はなく県道・林道の一部のみ)がかかっているだけで集落や集客施設は同火口から7km離れている。)との理由から、改正活火山法に基づく火口ごとの避難計画は作成していないが、平成17年3月に霧島山全体を対象とした町独自の火山防災計画を作成している。

○ 最近の取組

- 平成30年4月に、新燃岳とえびの高原(硫黄山)の噴火活動が同時期に活発化したことを踏まえ、複数の火口が同時に活発化した際に特有の事象の対応に資するため、火山防災協議会が「霧島山の複数火口が活発化した際の避難計画策定に資する基本的な考え方」を作成(令和2年2月)
- 最も影響を受けると想定される霧島市では、これらを踏まえ、同市の避難計画への反映を検討

〈参考②〉避難促進施設の指定状況等

○ 対象となる20施設のうち17施設を指定済み(全17施設において、避難確保計画を作成済み)

- ✓ 指定された17施設の内訳
 - 宿泊施設 8か所
 - 要配慮者施設(有料老人ホーム、保育園) 2か所
 - その他施設(ビジターセンター、観光案内所、土産屋等) 7か所
- ✓ ほとんどの施設が火口5km以内に所在、火口別では約半数がえびの高原関連
- ✓ 指定施設の想定利用者数は、1日当たり概ね数十人から数百人と施設によってばらつき



えびのエコミュージアムセンター
(指定済み)

○ 他方、対象のうち3施設は未指定の状況

〈注〉 対象施設数は、当局の調査実施時点(令和2年12月現在)のもの。

〈3施設の状況〉

- ✓ 未指定の3施設は、公園施設、温泉施設、寺社
- ✓ 被災想定地域の中では、被災の中心から比較的離れた周辺地域に所在
- ✓ 当該施設の想定利用者数は、1日当たり50人程度



高千穂河原ビジターセンター
(指定済み)

〈3施設が所在する現場の市町村の声〉

①平成28年から29年に、各施設の管理者に説明を行っているが、風評被害があるなどとして施設側の理解が得られておらず、②庁内の防災業務の担当者が1名であり、業務の実施体制の面でも対応が困難な状況

市町	担当部署	うち防災担当	
			うち火山担当
A市	基地・防災対策課	7人	2人
B市	総務部危機管理課	7人	1人
	商工観光部PR課	1人	1人
C市	総務部危機管理課	7人	2人
D町	総務課危機管理係	1人	1人
E市	安心安全課	7人	4人
F町	総務課	3人	2人

〈参考〉 関係6市町の防災業務の実施体制

※ 「担当部署」名に固有名詞が含まれている場合には省略している。

〈参考③〉シェルター等の整備状況

○ 霧島山では、以下のとおり、シェルター7施設・休憩所5施設を整備済み(令和2年度末現在)

設置年月	避難施設の 種類	設置数	設置場所	設置主体
平成24年12月	シェルター	2	たかはる清流ランド	高原町
	シェルター	2	皇子原公園	高原町
25年1月	シェルター	1	高千穂河原ビジターセンター駐車場	霧島市
25年2月	シェルター	1	湯之野三叉路付近	霧島市
26年3月	シェルター	1	大浪池登山口横	霧島市
31年3月	休憩所	1	大幡山登山道入口	宮崎県
令和元年9月	休憩所	1	二湖パノラマ展望台	宮崎県
2年9月(注1)	休憩所	1	大浪池	環境省
2年11月	休憩所	1	御池	宮崎県
3年3月	休憩所	1	白紫池	宮崎県



シェルター①(大浪池登山口)



シェルター②(皇子原公園)



休憩所(大幡山登山道入口)

注1) 休憩所の供用開始時期である。

注2) 休憩所については、屋根に防弾チョッキ等に用いられる高機能繊維を使用するなど防護機能を備えている。

○ 他方、シェルター等の整備については、以下のような現場の声や実態あり。

- 国立公園内にあるため、土地に関する関係機関の協議が煩雑

市町村がシェルターを設置する際、国立公園を管理する環境省、県・土地所有者などの関係機関による協議が煩雑で、施設の設置場所の決定や設置許可を得るまでに長期間を要した例あり。

- 施設整備に係る関係者の調整等が困難

県では、登山道・林道・県道の駐車場や路側帯付近などに避難施設を設置する際の設置主体や費用負担に関する関係機関での調整等が大きな課題であるとしており、国による支援等の充実を要望。

霧島山の特性等

◆ えびの高原、霧島温泉郷、霧島神宮などへ観光客や登山者が訪問

- 火山活動に伴って誕生した火口湖、噴気現象、温泉、高原、自然植物などの観光資源が豊富で、登山口周辺まで車でのアクセスが可能。昭和9年、日本初の国立公園に指定

◆ 近年、新燃岳や硫黄山で噴火が発生

- 主な火口は4つ（新燃岳、御鉢^{おはち}、えびの高原（硫黄山^{いおうやま}）周辺、大幡池^{おおはたいけ}）あり、このうち新燃岳が平成23年と29～30年、硫黄山が30年に噴火するなど、近年は火山活動が活発化

◆ 被害想定範囲内に登山道や居住地が存在

- 噴火の可能性が高い上記4火口の被害想定範囲（噴火時に火砕流、溶岩流、噴石が到達）の中には、観光客等が利用する登山道や地域住民の居住地も含まれている。

